

備考	福岡市早良区高司又2-16-9-201 住所書換 福岡県福岡県土整備事務所 1.9.9
福岡市早良区高司4-22-5	
2.1.29	住所書換 福岡県福岡県土整備事務所
注意事項	
1 取引の関係者から請求書があつたとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が消去されたときは、又は本証が失效したときは、速やかに本証を提示すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。	